

和歌山県温泉地マーケティング戦略立案業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 公募事項

- (1) 案件名
和歌山県温泉地マーケティング戦略立案業務
- (2) 業務内容
別添仕様書のとおり
- (3) 予算上限額
5,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- (4) 業務期間
契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで

2. 応募資格

それぞれ次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

なお、業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）によりプロポーザルに参加する場合には、その構成員のすべてが次に掲げるすべての要件を満たすこと。また、単体又はコンソーシアムいずれかでの参加しか認めない。コンソーシアムの場合において、各構成員は 2 以上のコンソーシアムの構成員になることはできない。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。ただし、同項第 1 号に該当する者であって、同項に規定する特別の理由がある場合に該当するものについては、この限りでない。

イ. 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、入札に参加することを停止された期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。 ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。 ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

(4) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。

(5) 過去 5 年間に本業務に類似する同規模の事業実績を有していること。

（類似する事業実績とは、マーケティング戦略立案の実績を指す）

(6) 国税及び都道府県税について滞納がないこと。

(7) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

ア. 和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団等」という。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者

- イ. 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営し、又は実質的に関与している者を利用している者
- ウ. 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者
- エ. 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ. 下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者
- カ. 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者
- キ. 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
- ク. 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
- ケ. キ又はクのいずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者

3. スケジュール

公告開始	令和8年7月31日（金）
仕様書等に関する質問受付期限	令和8年8月6日（木）
質問への回答	令和8年8月13日（木）
応募表明書提出受付	令和8年8月14日（金）
企画提案書類提出受付	令和8年8月19日（水）
選定委員会	令和8年8月27日（木）
審査結果の通知	選定委員会の翌日以降速やかに行います。

4. 質問

本プロポーザルの参加に当たって質問事項がある場合は、質問票（様式1）を期限までに提出すること。

- (1) 受付期限
令和8年8月6日（木）まで
- (2) 受付時間等
土日・祝日を除く日の9時から17時45分までの間
（最終日にあつては17時00分まで）
- (3) 提出先
10に示すとおり
- (4) 提出方法
電子メールにより上記の受付期限及び受付時間内必着にて提出すること。
- (5) 回答
質問に対する回答は、令和8年8月13日（木）までに県のホームページに掲載する。ただし、その内容が軽微なものについては、県担当者の口頭による回答のみとすることができる。
なお、企画提案書の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの企

画提案書等の提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあるため受け付けない。

5. プロポーザル応募表明書の提出

本プロポーザルに応募する意思のある事業者については、プロポーザル応募表明書（様式2）を期限までに提出すること。コンソーシアムでの参加の場合は（様式2-2）を提出すること。

（1）提出期限

令和8年8月14日（金）

（2）提出時間等

土日・祝日を除く日の9時から17時45分までの間
（最終日にあつては17時00分まで）

（3）提出先

10に示すとおり

（4）提出方法

電子メールにより上記の受付期限及び受付時間内必着にて提出すること。

（5）その他

応募表明後に、応募を辞退する場合は、プロポーザル応募辞退届（様式3）を提出すること。提出方法及び提出先は応募表明書と同様とする。

6. 企画提案書等の提出

（1）プロポーザル参加事業者は、次に掲げる書類を期限までに提出すること。なお、コンソーシアムによる申請の場合は、⑦～⑫の書類について、構成員ごとに作成し、代表者が取りまとめて提出すること。ただし、企画提案書等の提出日において、「和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱」第3条に定める入札参加資格を有する者は、「和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出すれば、書類⑦～⑫の提出を省略することができる。

① 企画提案申請書（様式4） 1部

② 企画提案書（任意様式、両面印刷・表紙を含め12頁以内） 7部

③ 見積書（任意様式） 7部

④ 業務実績調書（様式5） 7部

⑤ 提案者の概要書（様式6） 1部

※なお、コンソーシアムによる申請の場合は、構成員全員の提案者概要書に加え、「コンソーシアム構成員表（様式6-2）」も提出すること。

⑥ 誓約書（様式7） 1部

⑦ 役員等に関する調書（様式8） 1部

⑧ 直前1事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類 1部

⑨ 法人にあつては定款又は寄付行為の写し及び法人登記事項証明書、個人にあつては住民票 1部

⑩ 印鑑登録証明書 1部

⑪ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書（発行後3ヶ月以内のもの） 1部

⑫ 都道府県税（法人税又は個人事業税、法人県民税、自動車税等）に未納がない旨の証明書（発行後3ヶ月以内のもの） 1部

⑬ コンソーシアムによる申請の場合、構成員全員が締結した協定書の写し 1部

- (2) 提出期限
令和8年8月19日(水)
- (3) 提出時間等
土日・祝日を除く日の9時から17時45分までの間
(最終日にあつては17時00分まで)
- (4) 提出場所
10に示すとおり。
- (5) 提出方法
持参又は郵送(FAX不可)により上記の受付期限及び受付時間内必着にて提出すること。なお、郵送の場合は、県へ電話連絡し受領確認を行うこと。また、②～④は電子メールでも提出すること。ファイルサイズが8MBを超える場合は受信できないので、大容量ファイル送受信サービスのURL送付を提出先にメールで依頼すること。

7. 企画提案に際しての注意事項

- (1) 企画提案書はA4判(横書き推奨)、左綴じ、オールカラーで作成すること。なお、表紙を含めて12頁以内(両面印刷で最大6枚までとし、片面印刷での提出は不可とする)を厳守すること。
- (2) 提案内容は、別添仕様書に基づいて作成すること。
- (3) 企画提案書には、少なくとも次の事項を含むこと。なお、次の事項は、和歌山県が実施イメージとして例示するものであり、同等以上の効果が期待できる手法であれば、提案者からの独創的な代替プロセスや独自アプローチの提案を妨げるものではない。
 - ア. 企画提案の概要
 - イ. 現状把握・比較分析・価値整理(フェーズ1)に係るプロセス及びアプローチ手法
 - ウ. STP戦略立案・事業設計(フェーズ2)に係る立案手法及び設計アプローチ
 - エ. 業務実施体制・スケジュール
 - オ. 本事業に類似した事業の実績※詳細は、別紙【和歌山県温泉地マーケティング戦略立案業務 評価基準】を参照
- (4) 見積書には、積算項目ごとの内訳書を添付し、積算内容が詳しくわかるようにすること。
- (5) 見積書は、消費税及び地方消費税を含む額とし、当該消費税及び地方消費税の額を明記すること。
- (6) 見積書の宛名は、「和歌山県知事」とすること。
- (7) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。
 - ア. 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
 - イ. 本実施要領に違反すると認められる場合
- (8) 企画提案書等の作成、提出、選定委員会への出席など企画提案に要する経費については、全て提案者の負担とする。
- (9) 提出された書類は、採択を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (10) 一度提出した企画提案書は、これを書換え、引換え又は撤回することができないものとする。

8. 審査に係る事項

- (1) 審査方法
審査は、別に定める委員により組織された選定委員会において、提案書による

プレゼンテーションの内容を審査し、競争性・透明性の確保に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を審査・採点し、審議の上、契約候補者を選定する。

ただし、応募多数となった場合、委託者が、別紙【和歌山県温泉地マーケティング戦略立案業務 評価基準】に基づき、第一次審査（書類審査）を行い、第二次審査（プレゼンテーション）に参加する上位5者程度を選考する。（一次審査の有無及び選考結果は別途通知する。）

(2) 選定委員会（第二次審査）

ア. 開催日時：令和8年8月27日（木）（予定）

※詳細は提案者に別途通知

イ. 開催方法：対面形式（実地）又はWeb会議形式（Web会議システムは「Teams」を使用予定）を併用して実施する。なお、対面形式での実施場所は和歌山県庁内の会議室を予定しており、場所については、参加表明書提出者に別途通知する。

ウ. 企画提案の所要時間：各参加者30分以内

（プレゼンテーション15分以内、質疑約15分）

エ. 注意事項

- ・選定委員会への参加人数は、1提案者当たり3名までとする。
- ・事前に提出のあった企画提案書をもとにプレゼンテーションを行うこととする。
- ・提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・指定の時間に遅れた場合は、審査対象としないものとする。

(3) 評価方法

提案する事業内容について、別紙審査項目に基づき数値（得点）で評価し、審査員毎に点数の高い提案から順に下表のとおり順位点を付け、提案毎に集計を行い、順位点の合計点が高い提案を行った提案者から順に高順位を付する。

なお、選定委員会において必要と認める審査項目を追加する場合がある。

各審査員評価順位	1位	2位	3位	4位	5位	・・・
順位点	10	9	8	7	6	・・・

※同順位の場合は、同順位提案者間で順位点を按分することとする。

例：1位が2者同点の場合 $(10+9) \div 2 = 9.5$ 点をそれぞれ配点

※順位点の合計が同点の場合は、採点の合計点が高い提案を行った提案者に高順位を付する。

(4) 契約候補者の選定について

ア. (3) の評価結果により、原則として最高得点の案を提出した提案者を最終候補者とする。

イ. 提案者が1者の場合においても審査を実施し、審査の結果、総合評価が平均60%以上の得点（60点以上）を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を委託候補者として決定する。

ウ. 審査結果は、選定委員会の翌日以降に速やかに参加者に書面で通知する。

(5) 審査結果の公表方法及び内容

審査結果は、選定委員会の翌日以降に県観光振興課のホームページにて次の内容を公表する。

ア. 契約候補者の名称及び評価点

イ. 次点以下の参加者の評価点（提案者名は併記しない）

9. 契約

(1) 契約候補者と委託者が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を

締結する。なお、契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会で次点となった者と契約内容について協議を行った上で契約を締結するものとする。

- (2) 企画提案書は、提案者の企画力等を判断し、契約候補者を選定するためのものであり、委託内容、経費等については、委託者との協議により、修正・変更を行った上で契約する場合がある。

10. 関係書類提出場所（問い合わせ先）

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県地域振興部観光局観光振興課

担当：楠見

電話：073-441-2775（直通）

FAX：073-432-8313

Mail：e1004001@pref.wakayama.lg.jp